

株 主 各 位

兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号

三 相 電 機 株 式 会 社

代表取締役社長 黒 田 直 樹

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しお送りいただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月17日（土曜日） 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号
三相電機株式会社 講堂
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照下さい。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第60期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第60期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

第1号議案から第5号議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（31頁から35頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.sanso-elec.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本株主総会当日、当社の役員および係員はクールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や所得・雇用情勢の改善傾向が続く中で設備投資についても持ち直しの動きが見られるものの、中国をはじめとした新興国経済の減速、欧州の政治情勢の影響や米国の政策運営の変化、ならびに北朝鮮リスクの高まり等、海外情勢の不安定化を受け、景気の先行きに対する不透明感が強まっております。

当社グループにおいて、中国市場では空調設備の需要の伸びが徐々に鈍化したものの、日本市場では企業の設備投資が底堅く推移したことで、半導体製造装置用ポンプや工作機械装置用モータなどでは受注は堅調に推移いたしました。

このような事業環境の中、お客様の要望にきめ細かく対応することで顧客満足度の向上を図るとともに、新製品であるプレミアム効率モータの拡販や、プレミアム効率モータを採用したポンプの量産を行い収益改善を図るとともに、蓄積したノウハウと実績を活かした提案型の営業活動を推進してまいりました。また、ポンプの応用技術を用いたシステム商品の開発を進めており、一部の商品ではモニター販売を開始しております。更に、販売価格の見直しに取り組むとともに、部品加工の内製化や生産性の向上、幅広い原価低減を進め業績向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は139億48百万円（前期比104.2%）、営業利益は6億81百万円（同129.5%）、経常利益は7億74百万円（同126.3%）となりました。また、株式会社岩谷電機製作所を子会社化したことに伴う負ののれん発生益を特別利益に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は8億7百万円（同121.7%）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9億72百万円であり、その主なものは機械工作設備の拡充と、金型製作であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において新たに11億円の銀行借入を行い、新規連結子会社の既存借入の借換えならびに設備投資資金に充当しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の方社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の方社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成28年4月1日に株式会社岩谷電機製作所の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期 (平成26年3月期)	第58期 (平成27年3月期)	第59期 (平成28年3月期)	第60期 (当連結会計年度 平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	12,277	13,443	13,383	13,948
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	102	411	663	807
1株当たり当期純利益(円)	11.35	45.61	73.57	89.54
総 資 産(百万円)	11,828	12,986	13,867	15,745
純 資 産(百万円)	6,113	6,555	6,976	7,706
1株当たり純資産額(円)	677.74	726.96	773.79	855.03

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、保有する自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
岡山三相電機株式会社	20百万円	100.0%	モータ・ポンプ製造販売
播磨三相電機株式会社	40百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
サンソー精工株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
新宮三相電機株式会社	10百万円	100.0%	モータ・ポンプ部品製造販売
株式会社岩谷電機製作所	26百万円	100.0%	ポンプ製造販売
上海三相電機有限公司	542万米ドル	100.0%	モータ・ポンプ製造販売

(注) 平成28年4月1日に株式会社岩谷電機製作所の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の業績見通しといたしまして、為替が円安傾向で推移した場合、原材料費の価格が高騰するとともに、海外子会社での生産コストが上昇いたします。このコスト変動にあわせた適正な販売価格とすることができなければ、今後の経営成績に影響を与える可能性があります。また、環境問題意識の高まりにより、顧客からはより省資源、低消費電力となる製品の要望が強く、小型・軽量・低消費電力となるモータやポンプの製品開発の優劣で、今後の受注が左右されます。

当社グループにおいては、環境に適合したエコロジー商品に注力し、省エネルギー、高効率のモータとポンプの製品開発を進め、プレミアム効率モータの拡販や、プレミアム効率モータを採用したポンプの量産を行い、企業競争力の強化を図ってまいります。また、モータやポンプの応用技術を活かした新たな製品を開発し、国内外の新規市場への開拓を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

電気機械器具（各種モータ、電動ポンプおよび電子回路応用機器）の製造ならびに販売

(6) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

当 社	本社および工場	兵庫県姫路市、兵庫県たつの市
	営業所他	東京（東京都練馬区）、名古屋（名古屋市西区）、福岡（福岡市南区）他営業所5箇所、出張所2箇所
子 会 社	岡山三相電機株式会社	岡山県赤磐市
	播磨三相電機株式会社	兵庫県宍粟市
	サンソー精工株式会社	兵庫県姫路市
	新宮三相電機株式会社	兵庫県たつの市
	株式会社岩谷電機製作所	本社（愛知県西尾市）、関東支店（千葉県柏市）、他営業所2箇所
	上海三相電機有限公司	中国上海市

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

部 門 の 名 称	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
製 造 部 門	名 412 [325]	名 1 (増) [6] (減)
	39 [5]	8 (増) [-] (一)
営業・全社（共通）部門	115 [31]	18 (増) [6] (増)
合 計	566 [361]	27 (増) [-] (一)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 270 [112]	名 7 (減) [6] (減)	歳 42.9	年 18.6

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	620,020千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	403,372千円
三井住友銀行(中国)有限公司	270,600千円
株式会社みずほ銀行	266,290千円
株式会社みなと銀行	249,656千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,143,200株
- ③ 株主数 514名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ケイアールディー株式会社	2,280	25.29
三相電機取引先持株会	1,454	16.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	401	4.44
株式会社石野製作所	341	3.78
徳永耕造	309	3.42
石野一郎	248	2.76
黒田栄子	206	2.28
黒田直樹	205	2.27
三相電機社員持株会	199	2.20
SMB Cファイナンスサービス株式会社	184	2.05

(注) 持株比率は自己株式 (130,067株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒田直樹	上海三相電機有限公司董事長
専務取締役	小林秀嗣	技術部・営業部・生産管理部担当
常務取締役	岡本富男	統括管理部・国内関連会社担当 オカダアイオン株式会社社外取締役
取締役	森川晴彦	上海三相電機有限公司総経理
取締役	藤原範和	資材部長・品質保証部担当
取締役	松下年男	製造部長
取締役	足立安孝	ジェム上海社取締役社長 日本電子材料株式会社取締役管理部 部門統括部長・コンプライアンス 担当・管理部門統括管掌
常勤監査役	萩原一郎	
監査役	浜野信夫	プロジェクト浜野 代表
監査役	西井博生	なぎさ監査法人 代表社員 税理士法人なぎさ総合会計事務所 代表社員 株式会社G-7ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役足立安孝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は足立安孝氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役浜野信夫および西井博生の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は浜野信夫および西井博生の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成28年6月18日開催の第59回定時株主総会において、松下年男氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役および監査役へ支払った報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	120,240千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,080千円 (2,400千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成27年6月20日開催の第58回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬限度額のうち社外取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役足立安孝氏は日本電子材料株式会社の取締役およびジェム上海社の取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役浜野信夫氏はプロジェクト浜野の代表者であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

監査役西井博生氏はなぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役西井博生氏は株式会社G-7ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役足立安孝氏は、当事業年度開催の取締役会14回の内12回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役浜野信夫氏は、当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に実業界で長年の経験を蓄積した幅広い知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回の全てに出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、実業界での経験を活かした専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

監査役西井博生氏は、当事業年度開催の取締役会14回の内10回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会12回の内11回に出席し、監査役会が定めた方針、業務の分担等に従い、公認会計士としての専門的見地から監査役会の決議事項、検討事項等の承認・可決および提言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25,000千円
- ・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額に2を乗じて得た額としております。

⑤ 過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

① 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、法令、定款、その他社内諸規程等の遵守ならびに社会倫理の尊重を行い、取締役が率先垂範して使用人への周知徹底を図る。

社内体制としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題の把握と改善に努めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。また使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「公益通報者保護規程」を定める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき文書または電磁的媒体により記録を行うとともに、閲覧が容易な状態で定められた期間、保存および管理を行うものとする。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 製品市場、為替相場、金利や株価等による市場リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク等様々なリスクに対処するため、「経理規程」、「与信管理規程」、「デリバティブ管理規程」、「安全衛生管理規程」、および「危機管理規程」に従い対応を図る。

全社的なリスクを総括的に管理する部門を総務担当部署とし、リスク内容により関連規程で定める部署が、リスク管理体制の確立を図る。

ロ. 監査役および監査部員は、各部門のリスク管理状態を監査し、監査役はその結果を取締役に報告するものとする。

ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合は、社長の指揮下に対策本部を設置し迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務執行が効率的に行われることの基礎体制として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。また執行役員制度を導入しており、執行役員会を月1回定時開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。

ロ. 取締役は、経営戦略遂行のため中期経営計画会議にて、中期経営計画および年次事業計画の策定を行い、月1回その会議の場において進捗状況の確認を行うものとする。また執行役員が同会議に出席し、目標達成のための活動報告を行うものとする。

ハ. 取締役の業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の責任および権限、また執行の手続きに基づき行うものとする。

⑤ 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 使用人は、法令、定款はもとより社員の行動規範および社内諸規程に則り行動するものとする。またコンプライアンス委員会は、使用人への指導教育を補佐し、法令および定款の遵守、コンプライアンスの実効性の確保に努める。

ロ. 使用人は、法令、定款ならびに社会通念に反する行為等の事実を知った場合、「公益通報者保護規程」に基づき、社内の所定の窓口に通報を行い、不正行為等の早期発見と是正が行われる体制とする。

- ハ. 監査部員は、「内部監査規程」に基づき各部門の業務に関し、法令、定款および社内諸規程の遵守状況ならびに、職務執行の手続き等の内部監査を行い、社長および監査役に対しその結果を報告し、内部監査により判明した各部門の指摘事項等の是正確認を行うものとする。
- ⑥ **当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社を管理する体制とする。また子会社担当の執行役員を配置し、事業計画の遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立等、子会社の統括管理を行うものとする。
- 更には海外子会社においては、担当の取締役が海外子会社の会計監査人と連絡を密にし、企業統括に努める。
- ロ. 国内子会社の代表取締役は、当社の経営会議に出席し、子会社の進捗状況を定期的に報告するものとする。
- ハ. 監査役および監査部員は、当社の内部監査と同様に子会社においても同様の監査を行うものとする。
- ⑦ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役が補助する使用人を必要とした場合、取締役会において監査役と協議の上、監査部員から監査役の補助すべき使用人として任命することができる。
- ⑧ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役は補助する使用人においては、取締役からの独立性を確保するものとし、その使用人に対する任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- ⑨ **当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制**
- イ. 「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制を整備することとする。
- ロ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の報告状況を把握するため、取締役会、執行役員会および経営会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員および使用人に対し、説明を求められることができるものとする。
- ハ. 取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項ならびに法令および定款違反、不正行為の事実等を知った場合、監査役に報告するものとする。監査役は、必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対し、報告を求められることができるものとする。
- ⑩ **子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制**
- イ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行うものとする。
- ロ. 子会社各社の取締役、監査役および使用人は、法令等の違反行為等、子会社各社若しくは他のグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行うものとする。
- ⑪ **監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**
- 当社および子会社は、当社監査役へ前項⑨ハおよび⑩の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを禁止し、その旨をグループ各社の取締役、監査役および使用人に周知徹底するものとする。

⑫ **その他の当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、監査部、会計監査人およびグループ各社の監査役との情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

⑬ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該請求に係る費用または債務を処理するものとする。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適正な内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価および是正を行う。

⑮ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しております。なお、当連結会計年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

当社グループは、使用人に対して適宜社員研修・管理職研修等を行い、社員が守るべき行動規範ならびに法務関連の周知徹底を図っております。

取締役の職務執行につきましては、取締役会を毎月1回開催し、法令に定められた事項および経営上の重要案件を審議決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上のため適切に報告、検討しております。なお、取締役会付議の重要議案につきましては社外役員に対して事前説明を行い、必要な判断の実効性を高めております。また、当社の部長職以上と子会社の社長がメンバーとなる経営会議を毎月4回開催し、重要な業務執行について報告・協議を行い、業務執行の適正・効率を確保しております。

監査役は取締役会ほか重要会議への出席や、稟議書の閲覧ほか、各部署のヒアリング・往査等を通じ会社業務の執行状況を監査しております。

(6) **会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

(7) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

利益配分につきましては、株主様および一般投資家様への企業責任の重大性を十分に認識し、業績を勘案して安定配当の確保と継続を基本とするとともに、グループが成長するための有効投資および財務体質の強化に取り組んでまいります。

当期の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、取締役会決議により1株につき、前期の年6円から1円増配し、年7円の配当とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,273,549	流動負債	4,814,840
現金及び預金	3,113,353	支払手形及び買掛金	2,028,362
受取手形及び売掛金	3,960,947	電子記録債務	463,534
電子記録債権	1,490,334	短期借入金	390,600
商品及び製品	525,484	1年内返済予定の 長期借入金	659,250
仕掛品	683,107	未払費用	363,811
原材料及び貯蔵品	250,845	未払法人税等	94,656
繰延税金資産	109,313	その他	814,624
その他	142,363	固定負債	3,224,114
貸倒引当金	△2,200	長期借入金	1,509,920
固定資産	5,471,886	リース債務	373,757
有形固定資産	3,778,853	繰延税金負債	120,411
建物及び構築物	1,512,898	製品補償引当金	13,700
機械装置及び運搬具	722,694	退職給付に係る負債	1,159,809
工具、器具及び備品	250,480	負ののれん	21,525
土地	807,526	その他	24,990
リース資産	438,973	負債合計	8,038,954
建設仮勘定	46,280	(純資産の部)	
無形固定資産	83,389	株主資本	7,454,592
ソフトウェア	25,934	資本金	871,600
その他	57,454	資本剰余金	1,825,897
投資その他の資産	1,609,643	利益剰余金	4,799,221
投資有価証券	1,086,181	自己株式	△42,126
繰延税金資産	278,139	その他の包括利益累計額	251,889
その他	248,622	その他有価証券評価差額金	46,667
貸倒引当金	△3,300	繰延ヘッジ損益	36,409
資産合計	15,745,436	為替換算調整勘定	202,499
		退職給付に係る調整累計額	△33,686
		純資産合計	7,706,481
		負債純資産合計	15,745,436

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		13,948,314
売上原価		11,072,893
売上総利益		2,875,421
販売費及び一般管理費		2,193,798
営業利益		681,623
営業外収益		
受取利息	12,639	
受取配当金	19,187	
保険解約返戻金	22,182	
為替差益	7,187	
投資有価証券売却益	9,068	
投資有価証券評価益	13,189	
負ののれん償却額	2,152	
その他	30,625	116,232
営業外費用		
支払利息	12,955	
減価償却費	7,930	
その他	2,676	23,562
経常利益		774,293
特別利益		
固定資産売却益	26,549	
負ののれん発生益	168,814	195,364
特別損失		
固定資産除却損	14,272	14,272
税金等調整前当期純利益		955,386
法人税、住民税及び事業税	184,741	
法人税等調整額	△36,516	148,225
当期純利益		807,160
親会社株主に帰属する当期純利益		807,160

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	871,600	1,825,897	4,046,158	△40,870	6,702,785
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△54,098		△54,098
親会社株主に帰属する当期純利益			807,160		807,160
自己株式の取得				△1,255	△1,255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	753,062	△1,255	751,806
当 期 末 残 高	871,600	1,825,897	4,799,221	△42,126	7,454,592

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	繰 延 ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△7,135	△48,393	367,053	△37,553	273,969	6,976,755
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△54,098
親会社株主に帰属する当期純利益						807,160
自己株式の取得						△1,255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	53,802	84,803	△164,553	3,866	△22,080	△22,080
当期変動額合計	53,802	84,803	△164,553	3,866	△22,080	729,726
当 期 末 残 高	46,667	36,409	202,499	△33,686	251,889	7,706,481

[連結注記表]

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	岡山三相電機株式会社 播磨三相電機株式会社 サンソー精工株式会社 新宮三相電機株式会社 株式会社岩谷電機製作所 上海三相電機有限公司

株式会社岩谷電機製作所は株式取得にともない、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

非連結子会社1社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社1社は、当期純損益および利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類におよぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海三相電機有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～47年

機械装置及び運搬具 4年～9年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 製品補償引当金
顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品補償に係る支出に備えるため、過去の実績等および対象製品の出荷数に基づき算定した金額を計上しております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
コモディティデリバティブ
ヘッジ対象
原材料
- ③ ヘッジ方針
社内規程に基づき、原材料価格変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、在外子会社の決算日における直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ② 負ののれんの償却方法および償却期間
平成22年3月31日までに発生した負ののれんについては20年間の定額法により償却を行っております。
- ③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度において「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「電子記録債務」は、460,968千円であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

11,137,987千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,143,200株	一株	一株	9,143,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	54,098	利益剰余金	6.0	平成28年3月31日	平成28年6月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	63,091	利益剰余金	7.0	平成29年3月31日	平成29年6月5日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金ならびに債券等に限定し、また、資金調達については資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、全ての取引先に対して与信限度額を設定し期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式ならびに債券等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、資金運用管理規程に従い、業務上の関係を有する業務上の株式を除いて、保有状況を継続的に見直し、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、当社において、連結子会社も含め各社毎の資金繰計画を適時作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,113,353	3,113,353	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,960,947	3,960,947	—
(3) 電子記録債権	1,490,334	1,490,334	—
(4) 投資有価証券	1,084,047	1,084,047	—
(5) 支払手形及び買掛金	2,028,362	2,028,362	—
(6) 電子記録債務	463,534	463,534	—
(7) 短期借入金	390,600	390,600	—
(8) 長期借入金	2,169,170	2,172,758	△3,588
(9) デリバティブ取引	52,462	52,462	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

これら時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,134千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 「(8) 長期借入金」には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、() で表示しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	855円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	89円54銭

(その他の注記)

企業結合等関係

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称および事業の内容

被取得企業の名称 株式会社岩谷電機製作所

事業の内容 家庭用電気井戸ポンプ、産業用電気ポンプ、設備用電気ポンプの製造および販売

② 企業結合を行った主な理由

株式会社岩谷電機製作所は、60年近くにわたりポンプ専門メーカーとして、多くの顧客に当社グループと同種の商品の提供をしており、高い信頼を得ております。特に関東地域において強固な顧客基盤を有しております。

株式会社岩谷電機製作所を当社グループに迎え入れることにより、その知名度を活用して関東地域への当社グループ製品の販路拡大を図ることが可能になり、また、原材料の一括仕入等により仕入コストの削減を図り、収益性の向上を図ることが可能になります。

上記理由により、当社グループの企業価値向上を図ることができると判断いたしました。

③ 企業結合日

平成28年4月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	41,275千円
取得原価		41,275

(4) 主要な取得関連費用の内容および金額

アドバイザー費用等 15,000千円

(5) 発生した負ののれん発生益の金額および発生原因

① 発生した負ののれん発生益の金額

168,814千円

② 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	842,193千円
固定資産	570,589
資産合計	1,412,783
流動負債	691,393
固定負債	511,300
負債合計	1,202,693

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、定款を一部変更し、単元株式数を変更することについて決議するとともに、平成29年6月17日開催予定の第60回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更および株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年10月1日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました(第60回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としております)。併せて、当社株式について、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を勘案しつつ、投資単位の適切な水準を維持することを目的として、株式併合(2株を1株に併合)を実施いたします。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

- ② 併合の割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	9,143,200株
併合により減少する株式数	4,571,600株
株式併合後の発行済株式総数	4,571,600株

(注) 「併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(4) 単元株式数の変更および株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月17日
単元株式数の変更および株式併合の効力発生日	平成29年10月1日

(5) 1株当たり情報におよぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	1,710円06銭
1株当たり当期純利益	179円07銭

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,832,034	流動負債	4,023,136
現金及び預金	1,851,038	支払手形	148,138
受取手形	785,277	電子記録債務	463,534
電子記録債権	1,476,872	買掛金	1,905,464
売掛金	2,530,125	1年内返済予定の 長期借入金	645,430
商品及び製品	254,041	未払金	306,264
仕掛品	311,532	未払費用	296,517
原材料及び貯蔵品	69,557	未払法人税等	82,000
繰延税金資産	84,852	預り金	26,423
その他	469,735	その他	149,362
貸倒引当金	△1,000	固定負債	2,957,310
固定資産	5,561,104	長期借入金	1,496,795
有形固定資産	2,876,403	リース債務	362,167
建物	1,255,819	製品補償引当金	13,700
構築物	97,259	退職給付引当金	1,059,657
機械及び装置	406,621	その他	24,990
車両運搬具	2,117	負債合計	6,980,446
工具、器具及び備品	122,376	(純資産の部)	
土地	588,892	株主資本	6,355,648
リース資産	374,106	資本金	871,600
建設仮勘定	29,210	資本剰余金	1,824,190
無形固定資産	29,084	資本準備金	1,824,190
ソフトウェア	24,801	利益剰余金	3,701,846
その他	4,283	利益準備金	79,200
投資その他の資産	2,655,617	その他利益剰余金	3,622,646
投資有価証券	702,238	別途積立金	2,080,000
関係会社株式	86,602	繰越利益剰余金	1,542,646
出資金	210	自己株式	△41,987
関係会社出資金	614,067	評価・換算差額等	57,044
関係会社長期貸付金	902,233	その他有価証券評価差額金	20,634
繰延税金資産	303,196	繰延ヘッジ損益	36,409
リース投資資産	29,595	純資産合計	6,412,693
その他	231,771		
貸倒引当金	△214,300		
資産合計	13,393,139	負債純資産合計	13,393,139

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4月 1日)
至 平成29年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,405,201
売 上 原 価		9,416,918
売 上 総 利 益		1,988,283
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,665,277
営 業 利 益		323,005
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,830	
受 取 配 当 金	175,364	
為 替 差 益	2,831	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	592	
そ の 他	67,330	252,949
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,767	
そ の 他	11,743	19,511
経 常 利 益		556,443
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14,703	14,703
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,948	1,948
税 引 前 当 期 純 利 益		569,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	111,696	
法 人 税 等 調 整 額	△2,800	108,896
当 期 純 利 益		460,301

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	資本剰余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			利益剰余 金 合 計
当 期 首 残 高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	1,136,442	3,295,642	△40,731	5,950,700
当 期 変 動 額									
剰余金の配当							△54,098	△54,098	△54,098
当 期 純 利 益						460,301	460,301		460,301
自己株式の取得								△1,255	△1,255
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	406,203	406,203	△1,255	404,947
当 期 末 残 高	871,600	1,824,190	1,824,190	79,200	2,080,000	1,542,646	3,701,846	△41,987	6,355,648

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△7,135	△48,393	△55,529	5,895,171
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△54,098
当 期 純 利 益				460,301
自己株式の取得				△1,255
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	27,770	84,803	112,574	112,574
当期変動額合計	27,770	84,803	112,574	517,522
当 期 末 残 高	20,634	36,409	57,044	6,412,693

[個別注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。
時価のないもの 移動平均法による原価法
- (3) たな卸資産
製品・仕掛品 総平均法による原価法
原材料 移動平均法による原価法
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 7～47年
機械及び装置 4～9年
- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品補償引当金 顧客に納入した一部の製品に対して発生した製品補償に係る支出に備えるため、過去の実績等および対象製品の出荷数に基づき算定した金額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. ヘッジ会計の方法

- | | |
|------------------|---|
| (1) ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 | |
| ヘッジ手段 | コモディティデリバティブ |
| ヘッジ対象 | 原材料 |
| (3) ヘッジ方針 | 社内規程に基づき、原材料価格変動リスクを低減する目的でヘッジを行っております。 |
| (4) ヘッジの有効性評価の方法 | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |

6. その他計算書類作成のための重要な事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| (2) 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |

(会計方針の変更に関する注記)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

前事業年度において「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」は金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「電子記録債務」は、460,968千円であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,450,902千円
- (2) 偶発債務
関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。
上海三相電機有限公司 370,600千円
播磨三相電機株式会社 26,945千円
新宮三相電機株式会社 20,000千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 453,576千円
② 長期金銭債権 931,829千円
③ 短期金銭債務 723,153千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- ① 売上高 463,964千円
② 仕入高 3,568,821千円
③ 営業取引以外の取引高 416,135千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	126,857株	3,210株	一株	130,067株

(注) 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取3,210株によるものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	播磨三相電機株式会社	直接 100%	債務保証	播磨三相電機株式会社の銀行借入に対する債務保証	26,945	—	—
子会社	新宮三相電機株式会社	直接 100%	資金の援助	利息の受取(注1)	2,080	関係会社 長期貸付金 流動資産 その他	297,233
			債務保証	新宮三相電機株式会社の銀行借入に対する債務保証	20,000	—	176
子会社	株式会社岩谷電機製作所	直接 100%	役員の兼任	資金の貸付	800,000	関係会社 長期貸付金	598,000
			資金の援助	資金の回収 利息の受取(注1)	202,000 1,436	流動資産 その他	101
子会社	上海三相電機有限公司	直接 100%	役員の兼任	配当金の受取(注2)	161,608	—	—
			債務保証	上海三相電機有限公司の銀行借入に対する債務保証	370,600	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 配当金については、子会社の純利益から必要投資等を控除した金額をベースに協議の上決定しております。
3. 上記の他、子会社への債権に対して貸倒引当金211,000千円を計上しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	65,890千円
未払事業税	7,238千円
未払費用	73,796千円
退職給付引当金	324,255千円
減価償却費損金算入限度超過額	1,105千円
製品補償引当金	4,219千円
その他	69,687千円
繰延税金資産小計	546,193千円
評価性引当額	△132,993千円
繰延税金資産合計	413,200千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,098千円
その他	△16,052千円
繰延税金負債合計	△25,150千円
繰延税金資産の純額	388,049千円

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 711円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 51円06銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、定款を一部変更し、単元株式数を変更することについて決議するとともに、平成29年6月17日開催予定の第60回定時株主総会に、株式併合について付議することを決議いたしました。

詳細につきましては、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご覧ください。

なお、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	1,422円97銭
1株当たり当期純利益	102円12銭

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

三相電機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三相電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三相電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

三相電機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市之瀬	申	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中尾	志都	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三相電機株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

三相電機株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 萩 原 一 郎 ㊤

監 査 役 (社 外 監 査 役) 浜 野 信 夫 ㊤

監 査 役 (社 外 監 査 役) 西 井 博 生 ㊤

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

三相電機株式会社

代表取締役社長 黒田 直樹

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の単元株式数を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成29年5月12日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認決議されることを条件として、平成29年10月1日をもって当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式について、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案しつつ、投資単位の適切な水準を維持することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合したいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は4,571,600株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

18,000,000株

(ご参考)

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ずに、平成29年10月1日付で定款変更が行われます。なお、変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は3,600万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は1,800万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は100株とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(7名)は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
くろだ なおき 黒田直樹 (昭和34年2月1日生)	平成元年3月 当社入社 平成10年10月 当社品質管理部長 平成13年6月 当社取締役品質保証部・品質管理部担当 平成16年7月 当社取締役経営企画部・情報システム部担当 平成18年5月 当社常務取締役 平成18年5月 上海三相電機有限公司董事長 (現在に至る) 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	205,216株
こばやし ひでつぐ 小林秀嗣 (昭和29年5月8日生)	昭和52年4月 当社入社 平成8年2月 当社技術本部研究部長 平成12年6月 当社取締役研究開発部担当 平成17年7月 当社取締役品質保証部・汎用ポンプ営業部・東京第一営業部・東京第二営業部担当 平成20年4月 当社取締役営業部長 平成21年4月 当社取締役研究開発部・営業部担当 平成21年10月 当社取締役技術部・営業部担当 平成23年6月 当社常務取締役技術部・営業部担当 平成27年9月 当社常務取締役技術部・営業部・生産管理部担当 平成28年6月 当社専務取締役技術部・営業部・生産管理部担当 (現在に至る)	10,200株
おかもと とみお 岡本富男 (昭和32年1月18日生)	平成3年7月 当社入社 平成14年11月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役総務人事部担当・経理部長 平成18年6月 当社取締役経営企画部・情報システム部・総務人事部担当・経理部長 平成20年4月 当社取締役統括管理部長 平成25年6月 当社取締役統括管理部長・国内関連会社担当 平成27年6月 オカダアイヨン株式会社社外取締役 (現在に至る) 平成28年6月 当社常務取締役統括管理部・国内関連会社担当 (現在に至る)	8,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ふじわらのりかず 藤原 範和 (昭和36年1月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成17年2月 当社研究開発部長 平成25年1月 当社品質保証部副部長 平成25年6月 当社執行役員品質保証部長 平成27年6月 当社取締役資材部長・品質保証部 担当 (現在に至る)	5,000株
まつしたとしお 松下 年男 (昭和39年2月1日生)	昭和62年4月 当社入社 平成21年4月 当社営業部長 平成25年4月 当社製造部長 平成25年6月 当社執行役員製造部長 平成28年6月 当社取締役製造部長 (現在に至る)	1,000株
あだちやすたか 足立 安孝 (昭和26年9月17日生)	平成10年1月 日本電子材料株式会社入社 平成16年7月 同社経理シニアマネージャー 平成20年4月 同社管理部門副統括部長 平成21年4月 ジェム上海社取締役社長 (現在に至る) 平成21年6月 日本電子材料株式会社取締役管理 部門統括部長・コンプライアンス 担当 平成25年4月 同社取締役管理部門統括部長・コン プライアンス担当・管理部門統 括管掌 (現在に至る) 平成27年6月 当社取締役 (現在に至る)	0株
※ そうぎんしゅん 曹 銀 春 (昭和45年1月25日生)	平成13年7月 当社入社 平成18年11月 当社研究開発部長 平成21年10月 当社技術部長 平成28年6月 当社執行役員技術部長 (現在に至る)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者足立安孝氏は、社外取締役候補者であります。
4. 足立安孝氏を社外取締役候補者とする理由
足立安孝氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 足立安孝氏は、当社の社外取締役に就任後2年が経過しております。
6. 当社は足立安孝氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。足立安孝氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は足立安孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役萩原一郎氏は本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
はぎはら いちろう 萩原 一郎 (昭和23年2月1日生)	昭和45年3月 当社入社 平成14年6月 当社取締役製造部・機械工作部・ 生産技術部担当 平成21年4月 当社取締役資材部長 平成21年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	15,200株

(注) 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ありた ひさのり 有田 尚徳 (昭和17年2月15日生)	昭和40年4月 株式会社神戸銀行(現・株式会社 三井住友銀行) 入行 昭和50年3月 弁護士登録 (現在に至る)	0株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者有田尚徳氏は、社外監査役候補者であります。

3. 有田尚徳氏を補欠の社外監査役候補者とする理由(社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断する理由を含む。)

有田尚徳氏は、長年の弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社監査体制の強化に活かしていただけると判断したものであります。

4. 有田尚徳氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本總會終結のときをもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者としたのは、会計監査人としての独立性および専門性の有無、監査活動の適切性と効率性を総合的に勘案した結果によるものであります。

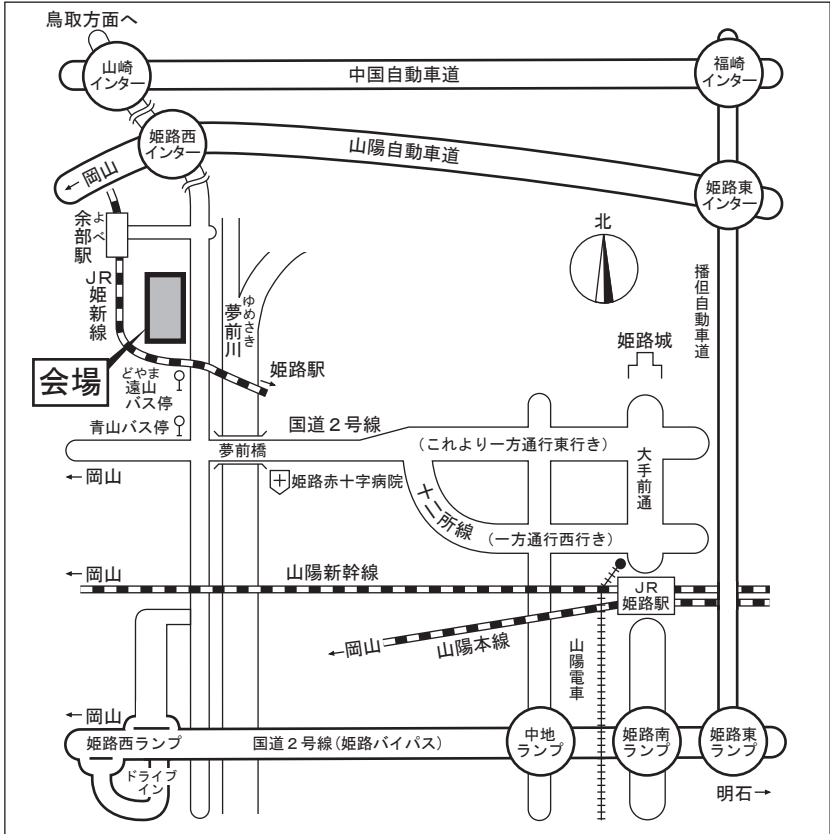
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

名 称	仰星監査法人		
事 務 所	主たる事務所 従たる事務所	東京都千代田区九段南三丁目3番6号麴町ビル 大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目4番11号 クラボ ウアネックスビル 愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号 名古屋商工 会議所ビル 石川県金沢市兼六元町11番25号	
沿 革	平成2年9月 平成11年10月 平成18年10月 平成23年7月 平成26年7月	北斗監査法人設立 東京赤坂監査法人与合併、東京北斗監査法人に名称変更 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 明澄監査法人与合併 明和監査法人与合併 現在に至る	
概 要	出資金 構成人員	社員（公認会計士） 職員（公認会計士） （試験合格者） （その他） 合計	143百万円 40名（内代表社員21名） 125名 38名 24名 227名 298社
国 際 業 務	Nexia International(ネクシア・インターナショナル)に加盟		

以 上

株主総会会場ご案内略図



会 場：兵庫県姫路市青山北一丁目1番1号
 三相電機株式会社 講堂
 電 話 (079) 266-1200

交通機関	J R：姫新線<余部駅>	下車徒歩	約6分
	バス：神姫バス<遠山 ^{どやま} バス停>	下車徒歩	約3分

(できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。)